



® 平成 29 年 1 月 13 日 (金)

No. 14361 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第13回 オランダ … (1)

世界の知的財産法

第13回 オランダ

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

オランダ王国(オランダ語では「Koninkrijk der Nederlanden」)は、ヨーロッパ大陸のオランダ(Nederland)と、カリブ海の3つの国(landen)²とで構成される。これら4つの国はそれぞれ別々の憲法を有するが、オランダ王国の憲章の方が上位に位置する。本稿は、オランダ王国の構成国の1つであるオランダの知的財産法制度の概要を紹介する。

オランダは、ベルギー、ルクセンブルクと合わせて、「ベネルクス」と呼ばれる。ベネルクス三国は、欧州共同体(EC)の起源となった。現在、オランダは、欧州連合(EU)における国内総生産(GDP)第6位の主要構成国である。オランダは、アムステルダム・スキポール空港及びロッテルダム港を擁し、国際貿易を中心に発展してきた。オランダの主な産業は、金融業、流通業その他のサービス業である。チュー

ー水素エネルギーの時代へー

特許業務法人

矢野内外国特許事務所

所長弁理士	矢野 寿一郎	副所長弁理士	正 津 秀明
弁理士	谷 村 昌宏	弁理士	岩 本 泰雄
弁理士	堀 喜代造	弁理士	矢野 浩太郎
弁理士	水 谷 靖	弁理士	柳 瀬 智之
弁理士	森 本 淳史	弁理士	松 下 計介

〒540-6134 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 MIDタワー 34階
TEL 06-6944-0651 FAX 06-6944-0653 URL <http://www.patent-yano.gr.jp>



リップを始めとする農業分野も有名である。フィリップス、ロイヤル・ダッチ・シェル、ハイネケン、ユニリーバ等のように、本社をオランダに置く国際的に著名な巨大企業も多数存在する。オランダでは実効法人税率は25.5%と比較的低く抑えられているため、日本企業等の外国企業が欧州に拠点を設立する際には、しばしばオランダ法人の設立が選択された。また、オランダには、多くの国際機関が設置されている（例えば、国際司法裁判所、国際刑事裁判所、常設仲裁裁判所、欧州特許庁の支部、ベネルクス知的財産庁）。

ところで、日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（オランダ法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。前述したさまざまな側面におけるオランダの重要性に鑑みると、オランダの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、今回は、オランダの知的財産法の概要を紹介することとしたい。なお、オランダも加盟しているEUの知的財産法の説明については、本連載の第2回を参照されたい³。

Ⅱ オランダの法制度一般

1 概要

オランダの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。オランダでは、もともと各地方の力が強く、地方ごとに異なる固有法が存在したが、1795年にフランスに占領されたことにより、フランスの法制度がオランダでも強制的に適用されることとなった。フランスから独立し、支配から脱した後も、オランダ法の制定にあたっては、フランス法に依拠せざるを得なかったため、フランス法の影響が長く続いた。しかし、19世紀後半以降は、とくにドイツ法の影響が強くなり、近時の立法にあたっては、ドイツ法が参考とされることも多くなっている。最近では、オランダにおいても、英米法や国際的な法準則等の影響も次第に強

くなっており、比較法的な検討をふまえた上での立法がなされている。

オランダは、伝統的に、「国際法の父」と称されるグロートゥス等の高名な法学者を輩出してきた。また、現在でも、国際連合の国際司法裁判所や国際刑事裁判所がオランダのハーグに本部を置いている。これらのことから、ハーグは「国際法の首都」と呼ばれている。

日本では、1609年に徳川家康がオランダに朱印状を交付して以来、江戸時代の鎖国下においても、唯一オランダとは外交・貿易関係が維持され、蘭学が行われていた。1862年、西周と津田真道はオランダに留学し、ライデン大学のフィセリング (Simon Vissering) から、自然法や国際公法を学んだ。西周と津田真道は、日本に帰国後、オランダで学んだ成果を翻訳書により日本に紹介したが、当時の日本ではフランス法の影響が強かったため、オランダ法はあまり重視されなかった。そのため、明治維新後の日本の法制度へのオランダ法の直接的な影響はあまり大きなものではなかったと考えられる。

2 民法典

オランダの民事法は、もともとは各地域の慣習法、オルドナンス及びローマ法の渾然一体となったものであった。その後、フランスによる併合・支配の時代には、フランスのナポレオン法典の強い影響を受けた1809年オランダ民法典が制定された。しかし、オランダでは、その後、ドイツ法の影響が次第に強くなり、立法にあたってドイツ法も参考とされることが多くなった。

現行のオランダ民法典 (オランダ語では「Burgerlijk Wetboek」、略称は「BW」) は、その体系及び広範さからみて独創的なものであるといえよう。現行のオランダ民法典には、民法典と商法典の区別はなく、商法的色彩の濃い規定を含んでいる (第2編の会社に関する規定、第8編の運送法に関する規定等)。また、消費者保護法的な規定も多数含まれている。オランダ民法典第9編では、知的財産法に関する規定 (商標、著作権、特許) に含めることが企図されていたが、これはおそらく困難であり、もし制定できるとしてもせいぜい一般規定のみであろうといわれている⁴。オランダ法は、基本的には、「人」、「財産」、「財産取得」の順に規定が配置されており、